

## 都市再生機構（UR）賃貸住宅の家賃減免等に関する意見書

UR賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法（いわゆる住宅セーフティネット法）において公的賃貸住宅と位置づけられ、公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めることを求められている。本市内には1653戸の都市再生機構（UR）賃貸住宅があり、市民の住宅ニーズに応える役割を果たしている。

平成27年の国会における独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案審議の折には、「独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、バリアフリー化や地域の医療福祉拠点の形成に係る取り組みを一層促進するとともに、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世帯が共生できる良好な居住環境の整備に努めること。また、低所得の居住者が安心して住み続けることができるよう、その家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう留意すること。」との附帯決議がなされている。また、都市再生機構法第25条4項には「居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があるものでこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められる者である場合は、家賃を減免することができる」とされている。

しかしながら現状では、これら国会決議、機構法の条項が遵守されているとは言い難く、居住者の不安が高まっている。

よって、本市議会は、市民の居住の安定の観点から、政府及び独立行政法人都市再生機構に対し下記の事項の実施を要望する。

### 記

- 1 UR賃貸住宅の法的位置づけや附帯決議を十分尊重し、高齢者・子育て世帯・低額所得者等の住宅確保要配慮者への家賃減額措置の充実と継続に努めること。
- 2 UR賃貸住宅の居住者の声を十分に反映し、エレベーター設置等バリアフリー化の促進に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

泉大津市議会

送付先：内閣総理大臣、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構理事長